

令和7年度 船橋市
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

申請のてびき

申請期間	令和7年5月1日（木）～ 令和8年2月27日（金） なお、予算額に達した日または超えた日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。
<ul style="list-style-type: none">申請前に市ホームページにて予算残額等を必ず確認してください。 また、<u>令和8年2月27日（金）</u>または予算額に達した日もしくは超えた日の翌日以降の申請受付は行いません。このてびき及び交付要綱をよく読んだうえで、申請書類の準備を行ってください。 申請時に不備がある場合は、書類の受理ができません。スムーズに補助金が交付できるよう、ご理解とご協力をお願いします。当補助金は、「<u>設備の設置後</u>」に申請を受け付けておりますが、<u>設置前から申請書類の準備を行い、設置後速やかに申請をお願いいたします。</u>	

船橋市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

【窓口：船橋市役所本庁舎4階】

目 次

1 補助対象の要件 2～9

- (1) 補助対象設備と補助金額 2
- (2) 共通の要件 2～3
- (3) 補助対象外の方 3～4
- (4) 設備ごとの要件
 - 太陽光発電システム 5
 - 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 6
 - 定置用リチウムイオン蓄電システム 6
 - 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 7
 - V2H 充放電設備 8
 - 集合住宅用充電設備 8
- (5) 補助対象となる経費の範囲 9

2 申請手続き 10～38

- (1) 申請受付 10
- (2) 申請手続きの代行 11
- (3) 注意事項 11
- (4) 申請書類について 11
- (5) 申請書類一覧（記入例等） 12～38

3 審査 及び 交付決定通知 39

4 Q&A 40～41

5 補助制度の流れ 42

1 補助対象の要件

(1) 補助対象設備と補助金額※

補助対象設備		補助額※ ¹	
①	太陽光発電システム(10 キロワット未満のみ)	1 キロワット当たり 1.5 万円 (上限 6 万円)	
②	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	10 万円	
③	定置用リチウムイオン蓄電システム	7 万円	
④	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	太陽光発電システム、V2H 充放電設備が併設	15 万円
		太陽光発電システムが併設	10 万円
⑤	V2H (一般住宅用充放電設備)	太陽光発電システム、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 が併設	設備購入費用の 1/10 (上限 25 万円)
⑥	集合住宅用充電設備	住民のみ利用可能	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の 1/3※ ²
		住民以外も利用可能	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の 2/3※ ²

※ 1 : 申請者の補助対象経費の負担額 (他の補助金も受けている場合は、負担額から他の補助金額を差し引いた額) が上限額未満の場合、負担額 (1,000 円未満切捨て) を補助金額の上限とします。

※ 2 : 上限 50 万円×設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあってはその口数)

(2) 共通の要件

1. 設備の要件

補助対象となる設備は下記要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 未使用品であること (中古品は対象外)
- ・ 過去に当該設備の申請がないこと

2. 補助対象者の要件

補助対象となる方は下記要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 船橋市に納付すべき税を滞納していない方
- ・ 申請者自らが購入し、所有していること
(所有権留保付きローン (残価設定型の契約を含む。) で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ・ 補助対象設備の設置期間について
 - ① 新築 (注文) ・既築住宅へ設置の場合
設置工事開始日が令和 7 年 4 月 1 日以降かつ申請日までに設置が完了していること。
 - ② 補助対象設備が設置された住宅 (建売住宅) を購入した場合
令和 7 年 4 月 1 日以降かつ申請日までに住宅の引き渡しが完了していること。
(対象設備の設置及び住宅の建築工事期間は問いません)

- 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者は連名で申請をすること。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすこと
 - リース期間が交付要綱第 9 条第 1 項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。
 - ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
- 交付要綱第 1 1 条に基づく「事業効果等に関する資料」の提供（意識調査や発電量、売電量、買電量、ガス使用量の報告等）及び現地確認（設備や書類等）にご協力いただける方
- 申請期間内に申請書類一式を船橋市に受理された方
 （予算額を超えた日に申請書類一式が揃った方は抽選で交付対象者を決定します）

申請期間
令和 7 年 5 月 1 日（木）～ 令和 8 年 2 月 2 7 日（金）
なお、予算額に達した日または超えた日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。

(3) 補助対象外の方

下記のいずれかに該当している場合は、補助対象外となります。

ただし、「家庭用燃料電池システム（エネファーム）」及び「定置用リチウムイオン蓄電システム」については、設備の交換又は増設する場合、過去に下記の補助を受けていても、市へ補助申請した日から起算して 6 年（設備の財産処分制限期間）が経過していれば補助対象となります。

- 過去に、船橋市より同種設備の補助金交付を受けた方または**その同一世帯の方**

太陽光発電システム
<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金（平成 21～25 年度） ○船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金（平成 26 年度～令和 4 年度） ○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）
<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金（平成 26 年度～令和 4 年度） 〔 エコウィル、エコキュート、エコジョーズのいずれかの補助金交付を受けた場合は 〕 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の補助は受けられません。 ○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）
定置用リチウムイオン蓄電システム
<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金（平成 26 年度～令和 4 年度） ○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）
V2H 充放電設備
<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市住宅用省エネルギー設備設置促進事業補助金（平成 25 年度） ○船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金（平成 26 年度～平成 28 年度） ○船橋市電気自動車等導入費補助金（令和 4 年度） ○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）

- 過去に、船橋市より同種設備の補助金交付を受けた方

電気自動車
○船橋市電気自動車等導入費補助金（令和 4 年度） ○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）
プラグインハイブリッド自動車
○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）

- 過去に、船橋市より同一の工事において同種設備の補助金交付を受けた方

集合住宅用充電設備
○船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和 5 年度～）

※ 過去に補助金の交付を受けているかの確認については、申請者本人から問い合わせがあり、本人確認ができた場合のみお答えいたします。（代行業者の方からの問い合わせにはお答えいたしません）

- 設備の設置に係る経費を負担していない方（リース契約を除く）
- 設備の所有名義が申請者本人ではない方（リース契約を除く）
- 船橋市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等

(4) 設備ごとの要件

太陽光発電システムの要件

1. 設備の要件

補助対象となる設備は下記要件をすべて満たしている必要があります。

- 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの
- 太陽電池モジュールが次のいずれかの規格等に適合しているもの
 - ① 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの
 - ② 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - ③ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターに設備認定に係る型式登録がされているもの
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満のもの
- 県が実施する太陽光発電等の共同購入支援事業により購入したものでないこと。また、県の他の事業等で同種設備の補助を受けていないこと
- 発電する電力の権利の一部または全部を他者に譲渡しないこと。ただし、電力受給契約を締結した電気事業者が余剰電力を買い取る場合は除く

2. 設備を導入する住宅の要件

設備を導入する住宅は下記の要件を満たしている必要があります。

- 設置が必須な設備について
要件を満たす HEMS（エネルギー管理システム）または定置用リチウムイオン蓄電システムを申請日までに当該住宅に設置していること
[HEMS の要件（①～③の機能をすべて有しているもの）]
 - ① 住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」ができるもの
 - ② 機器の電力使用量などを調整する制御機能を有しているもの
 - ③ 機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの
[定置用リチウムイオン蓄電システムの要件]
国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- 下記のいずれかに該当すること
 - ① 申請者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - ② 第三者（リース業者含む）が所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅。

3. 補助対象者の要件

補助対象者は下記要件をすべて満たしている必要があります。

- 個人においては申請日までに補助対象設備を設置した住宅に居住し、住民登録が完了している方
- 補助対象設備が設置された住宅の所有者が申請者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から設備の設置に係る同意が取れている方
- 市内の住宅（店舗併用含む）に補助対象設備を設置した、または補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した方
- 電気事業者と電力受給契約（特定契約）を締結している、またはする方（締結しない場合は補助対象外となります）

家庭用燃料電池システム（エネファーム）の要件

1. 設備の要件

- ・ 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの
- ・ 停電時自立運転機能を有するもの

2. 設備を導入する住宅の要件

設備を導入する住宅は下記の要件のいずれかに該当している必要があります。

- ① 申請者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
- ② 第三者（リース業者含む）が所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅。

3. 補助対象者の要件

補助対象者は下記要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 個人においては申請日までに補助対象設備を設置した住宅に居住し、住民登録が完了している方
- ・ 補助対象設備が設置された住宅の所有者が申請者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から設備の設置に係る同意が取れている方
- ・ 市内の住宅（店舗併用含む）に補助対象設備を設置した、または補助対象設備が設置された市内の住宅

定置用リチウムイオン蓄電システムの要件

1. 設備の要件

- ・ 国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- ・ 県が実施する太陽光発電等の共同購入支援事業により購入したものでないこと
- ・ 県の他の事業等で同種設備の補助を受けていないこと

2. 設備を導入する住宅の要件

設備を導入する住宅は下記の要件を満たしている必要があります。

- ・ 設備が必須な設備について
- ・ 住宅用太陽光発電システムを申請日までに当該住宅に設置していること
- ・ 下記のいずれかに該当すること
 - ① 申請者自らが所有し居住する市内に所在する住宅
 - ② 第三者（リース業者含む）が所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅

3. 補助対象者の要件

補助対象者は下記要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 個人においては申請日までに補助対象設備を設置した住宅に居住し、住民登録が完了している方
- ・ 補助対象設備が設置された住宅の所有者が申請者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から設備の設置に係る同意が取れている方
- ・ 市内の住宅（店舗併用含む）に補助対象設備を設置した、または補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した方

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の要件

1. 設備の要件

補助対象となる設備は下記要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 電気自動車

電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車検査証（用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載）の交付を受けた自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されている四輪のもの

- ①申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ②自動車検査証の使用の本拠の位置が、船橋市内の住所であること。
- ③自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付（令和7年4月1日以降）であること。
- ④国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

(2) プラグインハイブリッド自動車

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証（用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載）に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されている四輪のもの

- ①申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ②自動車検査証の使用の本拠の位置が、船橋市内の住所であること。
- ③自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付（令和7年4月1日以降）であること。
- ④国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

2. 設備を導入する住宅の要件

設備を導入する住宅は下記の要件を満たしている必要があります。

(1) 設置が必須な設備について

住宅用太陽光発電システムを申請日までに当該住宅に設置していること

（住宅用太陽光発電システムで発電した電気を電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車に充電できること）

(2) V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受ける場合

V2H 充放電設備を申請日までに当該住宅に設置していること

3. 補助対象者の要件

- ・ 個人においては申請日までに補助対象設備が設置した住宅に居住し、住民登録が完了している方
- ・ 市内の住宅（店舗併用含む）に補助対象設備を導入した方

V2H 充放電設備の要件

1. 設備の要件

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

2. 設備を導入する住宅の要件

設備を導入する住宅は下記の要件を満たしている必要があります。

- ・ 設置が必須な設備について
住宅用太陽光発電システム及び電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を申請日までに当該住宅に導入していること
- ・ 下記のいずれかに該当すること
 - ① 申請者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - ② 第三者が所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅。

3. 補助対象者の要件

- ・ 個人においては申請日までに補助対象設備が設置した住宅に居住し、住民登録が完了している方
- ・ 補助対象設備が設置された住宅の所有者が申請者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から設備の設置に係る同意が取れている方
- ・ 市内の住宅（店舗併用含む）に補助対象設備を設置した、または補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した方

集合住宅用充電設備の要件

1. 設備の要件

集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

- (1) 急速充電設備：電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (2) 普通充電設備：漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 蓄電池付急速充電設備：主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。
- (4) 充電用コンセント：電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- (5) 充電用コンセントスタンド：(4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

2. 設備を導入する住宅の要件

設備を導入する住宅は下記の要件を満たしている必要があります。

- ・ 既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。
- ・ 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、申請日までにマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内版が確認できること。

3. 補助対象者の要件

設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の設置にあたって、国が実施する集合住宅用充電設備にかかる補助金の交付決定通知を受けていること。

(5) 補助対象となる経費の範囲

補助対象設備の設置に係る経費は下記のとおりです。以下の表に記載のない経費は補助対象外経費となります。

(1) 太陽光発電システム	
機器費	・太陽電池モジュール
付属機器費	・架台 ・パワーコンディショナ（インバータ、保護装置） ・その他付属機器※（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）
設置工事費	・据付 ・配線工事等
(2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
機器費	・設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）
付属機器費	・付属品（給湯器、リモコン等）
設置工事費	・据付 ・配線 ・配管工事等
(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム	
機器費	・設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）
付属機器費	・計測・表示装置 ・キュービクル等
設置工事費	・据付 ・配線工事等
(4) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	
機器費	・設備本体（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）
(5) V2H 充放電設備	
機器費	・設備本体（V2H 充放電設備）
(6) 集合住宅用充電設備	
機器費	・設備本体（急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備）
付属機器費	・付属品（充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体）

【主な補助対象外経費】

- ・ HEMS の本体代及び設置費用
- ・ 申請代行等の手数料全般
- ・ 印紙代
- ・ 長期保証費等の事務諸経費
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ (5)V2H 充放電設備の設置工事にかかる費用
- ・ (6)集合住宅用充電設備の設置工事にかかる費用

2 申請手続き

(1) 申請受付

【受付期間】

申請期間	令和7年5月1日（木）～ 令和8年2月27日（金）
なお、 <u>予算額に達した日または超えた日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。</u>	

- ・ 申請は補助対象設備の設置後に、申請書類一式が揃い次第行ってください。
 - ・ 受付は先着順です（予算額を超えた日に申請された方（書類を全て提出された方）は抽選で交付対象者を決定します）。
- また、申請書類が一式揃った方から受付となります。（不足書類があった場合には、申請日と受付日が異なることがあります）

【申請方法】次の①か②のいずれかで申請してください。

※ メールでの申請は受け付けておりません。

①郵送（〒273-8501（住所不要） 船橋市環境政策課ゼロカーボンシティ推進室あて）

- ・ 郵送記録が残る形式（書留等）かつ差出人がわかるように送付してください。
- ・ 到着確認へのお問い合わせには対応いたしません。
- ・ 郵送による事故等について、市では一切の責任を負いません。
- ・ 郵送は1部で構いませんが、控えを必ず保管してください（内容の確認を行うことがあります）。
- ・ 開庁時間外（開庁日の午後5時以降や閉庁日等）に市役所に届いた申請書類は翌開庁日の取扱いとなります。
- ・ 申請受付終了日の午後5時までに市役所に到着した分まで受付を行います。
（申請期限直前や予算残額が少なくなってきたときは、窓口に持参してください）
提出された書類の内容に関する個別の案件についてのお問い合わせには一切回答いたしません。
不足等があった場合のみ市から連絡を行います。

②船橋市役所本庁舎4階 環境政策課窓口

- ・ 受付時間は、開庁日の午前9時00分～午後5時00分です。
（土日祝及び年末年始（12月27日～1月4日）は行っておりません）。
- ・ 持参する場合は、原本とは別に書類の控えを保管してください（内容の確認を行うことがあります）
- ・ 船橋市環境政策課窓口以外での受付は行っておりません。
- ・ 受付窓口は、変更になる場合があります。その際は、市ホームページでお知らせします。
- ・ 同日中であれば受付順に差はつきませんので受付時間内にお越しくださいますようお願いください。

(2) 申請手続きの代行

- 申請手続き等を他者（設備の契約業者等）に依頼することは可能です。
- 他者に依頼する場合においても、申請書類の内容や申請期限等の把握に努めてください。当事業は、予算の範囲内で行っており、予算額に達した日または超えた日をもって申請受付を終了します。
- 申請を代行している場合、市からの連絡は原則代行業者に行います。
なお、申請者本人に関することは申請者に連絡します。
- 申請手続き等を他者に依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いません。

(3) 注意事項

- 補助制度の理解に努めてください。
- 申請書類はよく確認したうえでご提出ください。不足書類があった場合には補助金は交付できません。
- 審査の中で、現地調査を行う場合があります。また、申請情報の確認を販売業者や電気事業者に行う場合があります。
- 補助金交付後に要件を満たしていないことが発覚した場合には、返還（交付要綱第 10 条関係）を求める場合があります。
- 他の団体の補助金を受ける場合に併用が可能か必ず確認してください。
- **申請（交付要綱第 7 条関係他）や報告（交付要綱第 11 条関係）に係る手数料及び送料などは市では一切負担いたしません。**

(4) 申請書類について

- 申請書類は 2 部ご準備ください。
（1 部は提出用、もう 1 部は申請者の控え（白黒コピー可））
- 市が様式等を指定している書類は記入例を必ず確認し作成してください。
- 申請前に、必ずチェックシートを使って申請書類を確認し、順番に並べてください。
- **受付日は、申請書類が一式揃った日となります（不足書類があった場合には、持参日（書類到着日）と申請日が異なることがあります）。**
- 予算額に達した日または超えた日、令和 8 年 2 月 27 日（金）のいずれか早い日までに必要な書類が揃わない場合は、補助金を交付することができません（抽選の対象者にもなりません）。
- 申請書類は令和 7 年度用をご使用ください。前年度までの様式は使用できません。
- **フリクションペンや鉛筆等の、筆跡を消すことが出来る筆記具は使用しないでください。**

(5) 申請書類一覧

申請する設備によって、提出する書類が異なります。提出漏れがないようにご注意ください。
各書類の記載すべき詳細事項や記入例は、次ページ以降をご覧ください。

○：必ず必要な書類 △：場合によって必要な書類 ×：不要な書類

申請書類一覧	記入例・ 注意事項等	太陽光	エネ ファーム	蓄電 システム	電気自動車・プラグ インハイブリッド自動車	V2H 充放 電設備	集合住宅用 充電設備
(1) 申請書（第1号様式）	P.14	○	○	○	○	○	○
(2) 市税納付確認書	P.15 ～16	○	○	○	○	○	○
(3) 住民票（世帯全員分・複写可）	P.17	○	○	○	○	○	×
(4) 承諾書（住宅の所有者が申請者のみの場合は不要）		△	△	△	×	△	×
(5) 事業内容報告書（第2号様式）	P.18 ～21	○	○	○	○	○	○
(6) 工事請負契約書または売買契約書の写し	P.21	○	○	○	○	○	○
(7) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類	P.22 ～23	△	△	△	△	△	△
(8) 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）	P.24	△	△	△	△	△	△
(9) 補助対象設備が年度内工事であることが確認できる書類	P.25	△	△	△	×	△	○
(10) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された書類	P.26 ～27	○	○	○	○	○	○
(11) 未使用品であることが確認できる書類	P.28	○	○	○	○	○	○
(12) 形状、規格等の仕様が確認できる書類		○	○	○	×	○	○
(13) 太陽光発電システムが設置されていることを証する書類	P.29	×	×	○	○	○	×
(14) HEMS または蓄電システムが設置されていることが確認できる写真	P.29 ～30	○	×	×	×	×	×
(15) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 が導入されていることを証する書類	P.30	×	×	×	×	○	×
(16) 充電設備（V2Hを含む）が設置されていることを証する書類		×	×	×	○	×	×

申請書類一覧	記入例・注意事項等	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備	集合住宅用充電設備
(17) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を受けたことを確認できる書類	P.31	×	×	×	×	×	○
(18) マンション等であることを証する書類		×	×	×	×	×	○
(19) 設備の設置位置が確認できる図面	P.32	○	○	○	×	○	○
(20) 設備の設置状況を示す写真（住宅全体含む）	P.32～37	○	○	○	○	○	○
(21) 登記事項証明書の写し	P.37	△	△	△	△	△	○
(22) 設置費等に国その他団体からの補助金を受けていることがわかるもの	P.38	△	△	△	△	△	△
(23) チェックシート		○	○	○	○	○	○

(1) 申請書 (第1号様式)	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	○	○	○	○	○	○

【書類作成時の注意事項】

- フリクションペンや鉛筆等の、筆跡を消すことが出来る筆記具は使用しないでください。
- 申請者氏名は住民票と同様の記載としてください（漢字の旧字体や異字体等を含む）。
- 住所は、設備を設置した住所（＝住民票に記載の住所）を記入してください。
- 記入を誤った場合は必ず申請者印で訂正をしてください。
なお、申請金額、申請合計金額及び口座情報の訂正はできません。金額や口座情報の記入を誤った場合は、必ず再度作成してください。
- 口座情報について、金融機関名や支店名の記入間違いが多く発生しています。
 必ず通帳に記載のある正式名称をご記入ください。（例）みづほ銀行× / みずほ銀行○
- 同意欄にチェックがない場合は、書類の受理が出来ません。

第1号様式（第7条関係） **記入例**

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住所	〒273-8501	↓申請者印
	(フリガナ)	船橋市 湊町2-10-25	
	氏名	フナワリ クンタ 船環利 君太	
	電話番号	047-436-2465	
	電話番号	000-0000-0000	
Eメールアドレス		zerocarbon@city.funabashi.lg.jp	
補助対象設備がリース契約によるものである場合は、下記の申請者（リース事業者）にリース業者がご記入ください。			
申請者（リース業者）	住所	〒273-0005	リース契約の場合はリース業者印 ↓
	(フリガナ)	船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	
	名称	フナバシゼロカーボンシティカブシキガイシャ 船橋ゼロカーボンシティ株式会社	
	(フリガナ)	トリシマリヤクシャチョウ フナバシ ハナコ	
	代表者職・氏名	取締役社長 船橋 花子	
電話番号	047-423-3411		
Eメールアドレス		zerozero@cit	
船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けた第1項の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
補助対象設備の種類及び申請内訳額	<input checked="" type="checkbox"/> 1 太陽光発電システム (4.2kW) 小数量2位以下切捨て	60,000 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	100,000 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 3 定置用リチウムイオン蓄電システム	70,000 円	
申請設備にチェックのうえ、それぞれの申請額を記載してください。			
申請合計額	上記の合計を記入→ 230,000 円		
補助対象設備を設置する住宅 (該当する方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築		
協力の義務に関する同意欄 (内容を確認のうえチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認 (設備や書類内容等) の実施要請があった場合は、これらに協力することに同意します (交付要綱第11条関係)。		

第1号様式（第7条関係）（続き） (2/2)

【口座情報】

船橋	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行	市役所	<input type="checkbox"/> 本店			
	<input type="checkbox"/> 金庫		<input checked="" type="checkbox"/> 支店			
	<input type="checkbox"/> 組合		<input type="checkbox"/> 出張所			
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 (該当する種別にチェック)						
0	1	2	3	4	5	6
※口座番号が6桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。						
フナバシゼロカーボンシティカブシキガイシャ						

←カタカナで記入

申請者の口座を記入してください。

(申請者のみ有効)

※リース契約の場合はリース業者の口座を記入してください

※金融機関名・支店名は通帳に記載の正式名称でご記入ください。

(2) 市税納付確認書	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	○	○	○	○	○	○

※リース契約の場合は、申請者・リース事業者それぞれの市税納付確認書が必要です。

環境政策課職員による市税納付状況の確認に同意する場合

【提出書類】下記の2つの書類、全てを提出してください。

- ①市税納付確認書（市の様式）
- ②申請者本人の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※代理人を定める場合は、代理人のものでも可

※住所・氏名・生年月日の記載内容を本人確認書類と照らし合わせて確認いたします。直近で住所異動をされた方は最新の住所になっているか等ご確認ください。

【書類作成時の注意事項】

①市税納付確認書について

- ・市の様式を使用してください。（様式は市ホームページに掲載しています）
- ・**フリクションペンや鉛筆等の、筆跡を消すことが出来る筆記具は使用しないでください。**
- ・市税納付確認同意記入欄の「同意します」にチェックしてください。
- ・申請者欄は、申請者本人が自筆で記入してください。
 ※記名の場合、(1)申請書で押した申請者印と同じ印鑑を氏名の横に押印してください。
 ※申請者が法人の場合（リース契約等）は、自筆に関わらず、法人の代表者印（実印）の押印が必要です。
- ・委任欄について、
 代理人を定める場合は、申請者本人が必ず自筆で記入してください。（記名は不可）
 なお、代理人の住所は会社の住所ではなく、必ず代理人本人の住所を記入してください。

②本人確認書類の写しについて

- ・運転免許証の場合、裏面にも記載がある場合は裏面もコピーしてください。
- ・マイナンバーカードの場合、表面のみコピーしたものを提出してください。
- ・法人の場合（リース契約等）は、代表者の本人確認書類の写しが必要です。
- ・代理人を定めている場合は、代理人の本人確認書類の写しが必要です。

例 運転免許証
（裏面に記載がある場合は裏面も必要）



マイナンバーカード
（表面のみ）



記入例

同意記入欄・申請者欄は必ず申請者本人が自筆で記入してください。

サービス
チェック

↓ 提出する日を記入してください。

提出日：令和 年 月 日

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市 税 納 付 確 認 同 意 記 入 欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、《ゼロカーボンシティ推進室》に提出してください。 同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《ゼロカーボンシティ推進室》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。	

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

・個人の場合で、自署するときは押印不要です。
・申請者が法人である場合は、自署や記名に関わらず法人の代表者印（実印）を押印してください。

申請者欄	申請者	住所	船橋市湊町 2-10-
		氏名・名称（カナ）	フナワリ クンタ
		氏名・名称	船環利 君太 印
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭 平 令 〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	住所	代理人を定める場合、 委任欄は必ず申請者本人が自筆で記入してください。(記名不可) なお、代理人の住所は会社ではなく、代理人本人の住所を記入してください。(本人確認書類で住所の確認を行うため)
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、委任者(申請者)氏名について委任します。		
使用目的	船橋市住宅用脱炭素化促進事業補助金申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：ゼロカーボンシティ推進室		

(市記入欄) ※以下には記載しないでください。

市記入欄

環境政策課職員による市税納付状況の確認に同意しない場合

別途、税務課での手続きが必要となります。

税務課窓口にてお時間を要す場合がございますので、事前にゼロカーボンシティ推進室（P 41 の問い合わせ先）までご連絡ください。

(3) 住民票の写し ※世帯全員分のもの 複写可	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	○	○	○	○	○	×

【要件】

- 申請者を含む世帯全員分の氏名、住所（補助対象設備を設置した住所であること）及び発行年月日（3か月以内に発行したもの※）が確認できるもの
 - 個人番号（マイナンバー）の記載不要**（ある場合は、消したうえで複写したもの）
- ※ 令和7年4月2日に発行の場合 ⇒ 令和7年7月1日まで有効（7月2日以降不可）

(4) 承諾書 (住宅の所有者が申請者のみの場合は不要)	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	△	△	△	×	△	×

申請する設備が設置されている住宅の所有者が別にいる場合、提出してください。

【書類作成時の注意事項】

- 承諾者欄及び申請者欄は、それぞれの自筆としてください。

記入例

承 諾 書

(和暦) 令和_〇年_〇月_〇〇日

↑書類が完成した日を記入

船橋市長 あて

私が所有する住宅に、下記申請者が住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備・V2H 充放電設備を導入することについて承諾します。

記

	承諾者名	住所	申請者との関係
承諾者記入欄 (各承諾者の自筆)	船環利 花子	船橋市湊町2-10-25	妻
↑申請者を除く住宅を共同で所有しているすべての方がそれぞれの自筆で記入してください。 (設置する住宅に居住している方を明記する書類ではありません)			

申請者記入欄 (申請者の自筆)	申請者の住所	船橋市湊町2-10-25
	申請者の氏名	船環利 君太

申請者の自筆で記入してください。

【注意事項】

- 様式サイズは、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- 右上の日付は書類が完成した日を記入してください。

1 / 4 ~ 4 / 4 の4枚を
全て提出してください。

(続き)

記入例

実際の工事の着手
日と完了日を記入
してください。

2 にチェックの場合は承諾書を添付して
ください。同意がない場合は書類の受
理ができません。

値引きされている場合は
値引き後の額を記入ください。
また、国からの補助を受けている場合
は、国の補助額を引いてください。

←県が実施する共同購入支援事業
により購入した場合もしくは県の他の
補助事業等で補助を受ける場合は
補助対象外です

↑ SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）で登録されている蓄電容量と
メーカーが設定する蓄電容量の両方を記入してください。

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）			
工事着手日	令和7年4月1日	工事完了日	令和7年5月1日
製造者名	ふなエコ株式会社		
燃料電池ユニット 号	燃料電池ユニット	FUNA0021	
	貯湯ユニット (または熱源機)	FUNA0022	
停電時自立運転機能	<input checked="" type="checkbox"/> あり		
補助対象設備を設置した 住宅の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所に同じ		
補助対象設備を設置した 住宅の所有関係 (該当する方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 申請者のみが所有している <input type="checkbox"/> 2 申請者以外に所有者がいる (詳細は承		
発電出力	0.7 kW	補助対象経費 (税抜) ※国補助額は差し引くこと	900,000 円

3 定置用リチウムイオン蓄電システム			
工事着手日	令和7年4月1日	工事完了日	令和7年5月1日
県の支援事業 との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により 購入するものではない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら又は自らと同一世帯を構成 等で同種設備の補助を受けてい		
製造者名	ふなエコ		
パッケージ型番	FUNA0001		
補助対象設備を設置した 住宅の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所に同じ		
補助対象設備を設置した 住宅の所有関係 (該当する方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 申請者のみが所有している <input type="checkbox"/> 2 申請者以外に所有者がいる (詳細は承諾書のとおり)		
蓄電容量	(SII登録値)	6.5 kWh	補助対象経費 (税抜) ※国補助額は差し引くこと
	(メーカー発表値)	6.5 kWh	

4 電気自動車			
メーカー名	ふなエコ株式会社		
型式	FUNAEV1000		
自動車検査証の登録年月 日又は交付年月日	令和7年4月1日 ※日付が令和7年3月31日以前の場合は補助対象外です。		
併設設備	太陽光発電設備 (該当するものに チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設) <input type="checkbox"/> あり (既設) <input checked="" type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電することができる。	
	V2H充放電設備 (該当するものに チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設) <input type="checkbox"/> あり (既設) <input type="checkbox"/> なし	
所有者	氏名又は名称	船環利 君太	
	住所	船橋市湊町2-10-25	
使用者	氏名又は名称	船環利 君太	
	住所	船橋市湊町2-10-25	
使用の本拠の位置	船橋市湊町2-10-25		
補助対象経費 (税抜) ※国補助額は差し引くこと	3,000,000円		

1 / 4 ~ 4 / 4 の 4 枚を
全て提出してください。

記入例

系) (続き)

5 プラグインハイブリッド自動車	
メーカー名	ふなエコ株式会社
型式	FUNAPHV000
自動車検査証の登録年月日又は交付年月日	令和7年4月1日 ※日付が令和7年3月31日以前の場合は補助対象外です。
併設設備	太陽光発電設備 (該当するものにチェック) <input checked="" type="checkbox"/> あり (新設) <input type="checkbox"/> あり (既設) <input checked="" type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電することができる。
	V2H充放電設備 (該当するものにチェック) <input type="checkbox"/> あり (新設) <input checked="" type="checkbox"/> あり (既設) <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称 船環利 君太
	住所 船橋市湊町2-10-25
使用者	氏名又は名称 船環利 君太
	住所 船橋市湊町2-10-25
使用の本拠の位置	船橋市湊町2-10-25
補助対象経費 (税抜) ※国補助額は差し引くこと	3,000,000円

値引きされている場合は
値引き後の額を記入ください。
また、国からの補助を受けている場
合は、国の補助額を引いてください。

6 V2H充放電設備			
工事着手日	令和7年4月1日	工事完了日	令和7年5月1日
メーカー名	ふなエコ株式会社		
型式	FUNAV2H000		
併設設備	太陽光発電設備 (該当するものにチェック) <input checked="" type="checkbox"/> あり (新設) <input type="checkbox"/> あり (既設)		
	電気自動車 (該当するものにチェック) <input checked="" type="checkbox"/> あり (新設) <input type="checkbox"/> あり (既設)		
補助対象設備を設置した 住宅の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		
補助対象設備を設置した 住宅の所有関係 (該当する方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 申請者のみ <input type="checkbox"/> 2 申請者以外		
補助対象経費 (税抜) ※国補助額は差し引くこと (本体代だけの補助額)	1,000,000 円	補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)	100,000 円

実際の工事の
着手日と完了
日を記入して
ください。

←2にチェックの場合は承諾書を添付してください。
同意がない場合は書類の受理ができません。

7 集合住宅用充電設備			
マンション等の名称	ふなエコ株式会社		
マンション等の所在地	船橋市湊町2-10-25		
工事着手日	令和7年4月1日	工事完了日	令和7年5月1日
メーカー名	ふなエコ株式会社		
型式	FUNA300		
補助対象経費 (税抜)	300,000円		
利用対象者 (該当するものにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 居住者のみ <input type="checkbox"/> 居住者及び居住者以外		
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備に あっては、その口数)	1基 (口)		
クリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・ 充電インフラ等導入促進 補助金の補助金額	150,000 円	クリーンエネルギー自動車 の普及促進に向けた充電・ 充電インフラ等導入促進 補助金の補助金額 の3分の1 (住民以外も利 用可の場合は3分の2) (1,000円未満切り捨て)	50,000 円

1 / 4 ~ 4 / 4 の 4 枚を
全て提出してください。

7条関係) (続き)

記入例

担当者情報	申請代行の有無 (該当する方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 代行している (下記の担当者情報も記載してください)	
		<input type="checkbox"/> 代行していない (代行していない場合でも補助金の問い合わせを受付している場合は、下記に担当者の情報を記載してください)	
	会社名	株式会社ふなばし	
	所属・担当者名	(所属)	(担当者名)
		営業部	(ふりがな) だいこう しんた 代行 申太
	連絡先	(会社の電話番号) 111-111-1111	(担当者の携帯番号) 222-2222-2222
	営業日・時間	平日 (月、火、木、金) 9時から17時	
当補助金に関する 問い合わせについて (該当する方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 受け付けている		
	<input type="checkbox"/> 受け付けていない (市からの問合せはすべて申請者に行います)		
書類の持参者 (窓口を持参する場合は、 該当する方にチェック)	<input type="checkbox"/> 上記担当者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記担当者以外 (氏名) 代行 請夫 (携帯番号) 333-3333-3333		

(6) 工事請負契約書 または売買契約書の 写し	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	○	○	○	○	○	○

【要件】

- ・ 契約者両者の印が確認できるもの
(電子契約等で押印がない場合は、事前に環境政策課までご相談ください)
※電子契約の場合は、電子契約である旨を空きスペースに記入し確認印を押してください。
- ・ 契約書の契約内容に補助対象設備の明記があるもの (ない場合は、見積書等を添付すること)
※売買契約の場合などで、見積書等が無い場合は、仕様書などでも可

【注意事項】

- ・ 変更契約が行われている場合は、変更契約書も併せて提出してください。
- ・ 発注書等の場合は、請書と併せて提出してください。

補助対象設備の導入をリースで行う場合

- ・ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写しを提出してください。
 - ・ リースにより設備を導入する場合は、補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できる必要があります。リース契約書からこれが確認できない場合は、①もしくは②の対応をしてください。
 - ①補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する。
 - ②補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出する。
 - ・ リース期間が P.41 に示した、**設備に応じた財産処分制限期間以上の契約となっていることが要件となります**。ただし、財産処分制限期間未満の場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが要件となります。契約書や見積書等にてその旨の記載を確認いたします。
- リース契約による設備の利用者が財産処分制限期間内に設備を手放した場合、財産処分制限期間の満了日までの月数に相当する補助金額についての返還の手続きが必要となります。財産処分に係る申請は連名で行う必要があり、補助金の返還者はリース業者となります。

(7) 補助対象設備の 設置費の支払いを証 する書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充 電設備
	△	△	△	△	△	△

下記のいずれかの書類を提出してください（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く）。

可能な書類	要件 または 注意事項
① 領収書（証）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備の支払いが確認できるもの 但し書きに補助対象設備の設置費が明記されているもの 申請者がフルネームで記載されているもの
② 支払額証明書（市の様式）【P23に記入例】 ※クレジットやローン払いで領収書が発行できない場合のみ（様式は市ホームページからダウンロードしてください）	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等でクレジットやローン払いであることが確認できること 初回の支払いが開始していなくても、クレジットやローン契約を締結したことが確認できれば差し支えなし
③ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類 ※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）の場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備の支払いが確認できるもの 申請者がフルネームで記載されているもの 具体的な支払いスケジュールが明記されているもの 契約期間満了までに補助対象事業に係る経費の全額が支払われる契約になっていることが確認できること
④ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等） ※リース契約による設備導入の場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備の支払いが確認できるもの 但し書きに補助対象設備の設置費が明記されているもの 申請者がフルネームで記載されているもの

支払いがクレジット・ローン払いの時のみ使用可能です。
市ホームページよりダウンロードしてお使いください。

令和 **記入例**

支払額証明書

↓書類を作成した日を記入

(和暦)

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住 所 船橋市湊町〇〇-〇〇
 会 社 名 (株) △△ハウス
 代表者名 □□ □□
 電話番号 888-888-8888

印

申請者名を記入

↑ 契約書等と同じ印を押印

【船環利 君太】様契約分の住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備
 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備・集合住宅用充電設備
 に係る支払いにつきまして、クレジット・ローン払いによる支払いがなされた
 ので、当社にて領収書が発行できません。つきましては、領収書に代わり、下記の
 とおり住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備・電気自動車・プラグインハイ
 ブリッド自動車・V2H充放電設備・集合住宅用充電設備に係る支払いがあったこと
 を証明します。

該当の支払い方法を
選択

記

支払者 (申請者のみ)	【氏名】 船環利 君太
	【住所】 船橋市湊町2-10-25
支払額	申請設備の補助対象経費の他に補助対象外経費及び消費税を含んだ額を記入してください。
	3,410,000 円 (税込)
支払いの種類	<input checked="" type="checkbox"/> クレジット
	<input type="checkbox"/> ローン
支払対象設備 (該当する設備に チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム)
	<input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
	<input type="checkbox"/> 電気自動車
	<input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車
	<input type="checkbox"/> V2H充放電設備
支払いの 契約締結日	(和暦) 令和 7 年 4 月 1 日

申請者の住所を記入

【注意事項】

- ・様式サイズは、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・右上の日付は、書類を作成した日を記入してください。
- ・入力漏れがないようにご注意ください。

(8) 貸与料金の算定 根拠明細書 (第3号様式)	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充 電設備
	△	△	△	△	△	△

リース契約による設備導入の場合、提出してください。

リース事業者が、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元することを確認します。

なお、契約金額に補助金相当分が還元されていない場合は、「(6) 工事請負契約書または売買契約書の写し」(P.21)の補助対象設備の導入をリースで行う場合に案内している書類を提出してください。

リース契約による設備導入時のみ使用可能です。
市ホームページよりダウンロードしてお使いください。

記入例

貸与料金の算定根拠明細書

船橋市長 あて

↓ 契約書等と
同じ印を押印

リース事業者 住 所 船橋市みなと町〇〇-〇〇
名 称 株式会社△△
代表者職・氏名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 888-888-8888



リース先 住 所 船橋市湊町2-10-25
氏 名 船環利 君太
電 話 番 号 000-000-0000



補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		船橋市の 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
電気自動車	84月	100,000円	0円	100,000円	2,000,000円	1,500,000円	500,000円

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 船橋市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

(9) 補助対象設備が 年度内工事であること が確認できる書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、 プラグインハ イブリッド自 動車	V2H	集合住宅用充 電設備
	△	△	△	×	△	○

下記のいずれかの書類を提出してください。

なお、補助対象設備が設置された住宅を購入した場合は、P21記載の売買契約書にて引き渡し日を確認します。

可能な書類	要件 または 注意事項
① 工事請負契約書の写し ※注文書や発注書の場合は請書も併せて提出 ※変更契約が締結されている場合は、変更契約書も併せて提出	設置工事開始日が令和7年4月1日以降と明記されているもの（予定日は不可） または、契約日が令和7年4月1日以降のもの
② 設置工事期間届出書（市の様式）【下記に記入例】 ※①の書類で要件が満たしていない場合（予定日が記載されている等）に提出 ※必ず原本を提出 ※様式は市のホームページからダウンロードしてください	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事開始日が令和7年4月1日以降と記入があるもの 事業者の社判入りのもの 原本を提出すること

記入例

設置工事期間届出書

書類を作成した日を記入→ (和暦) 令和 7 年 月 日

申請者名を記入

住所 船橋市湊町〇〇-〇〇
会社名 (株) △△ハウス
代表者名 □□ □□
電話番号 888-888-8888

印

↑ 契約書等と同じ印を押印

船環利 君太 様契約分の住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備に係る設置工事期間は下記のとおりです。

記

設置場所 (住所)	船橋市湊町 2-10-25	申請者の住所を記入
-----------	---------------	-----------

補助対象設備 (申請する設備にチェック)	上段: 設置工事開始日 下段: 設置工事完了日
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	(和暦) 令和 7 年 4 月 1 日 ~ (和暦) 令和 7 年 5 月 1 日まで
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	(和暦) _____ ~ (和暦) _____ まで
<input checked="" type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	(和暦) _____ ~ (和暦) 令和 7 年 5 月 1 日まで
<input type="checkbox"/> V2H充電設備	(和暦) 令和 7 年 月 日 ~ (和暦) 令和 7 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備	(和暦) 令和 7 年 月 日 ~ (和暦) 令和 7 年 月 日まで

該当設備の
設置工事の期間を記入

該当する設備にチェック

【注意事項】

- 様式サイズは、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- 記入する日付は、申請する設備の設置工事開始日と設置工事完了日です。(引渡しや系統連系日が後日の場合、記入する日付にご注意ください)
- 右上の日付は、書類を作成した日を記入してください。(工事完了後である必要があります)
- 入力漏れがないようにご注意ください。

(10) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	○	○	○	○	○	○

下記のいずれかの書類を提出してください。

可能な書類	要件 または 注意事項
① 領収書（証）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 内訳が記載されているもの（一式は不可）
② 見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名がフルネームで記載されているもの 内訳が記載されているもの（一式は不可） 補助対象の目印の記載（値引きがある場合、各対象に按分したか記載）
③ 経費内訳証明書（市の様式）【次ページに記入例】 （様式は市ホームページからダウンロードしてください）	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容報告書に記入されている経費と一致していること 値引き後の経費であること 国の補助金を受けている場合は「国等の補助金申請額（決定額）」欄に金額が記載されているもの
④ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し ※リース契約による設備導入の場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> 内訳が記載されているもの（一式は不可）

契約書や領収書等に経費の内訳が明記されていない場合に、使用してください。
市ホームページよりダウンロードしてお使いください。

記入例

経費内訳証明書

↓書類を作成した日を記入

(和暦) 令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者名を記入

住 所 船橋市湊町〇〇-〇〇
 会 社 名 株式会社△△ハウス
 代表者名 □□ □□
 電話番号 888-888-8888

印

↑ 契約書等と同じ印を押印

船環利 君太 様領収書（証）または支払額証明書の経費内訳は下記
 ことを証明いたします。

記

補助対象設備	項 目	金 額 (税 抜)
太陽光発電システム (HEMSまたは蓄電システムの金額は含みません。)	ア 機器(モジュール)費	800,000 円
	イ 付属機器(架台、パワコン等)費	100,000 円
	ウ 設置工事(据付、配線工事等)費	100,000 円
	エ 国等の補助金申請額(決定額)	
	補助対象経費 (ア+イ+ウ+エ)	1,000,000 円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	オ 機器(設備本体)費	800,000 円
	カ 付属機器(給湯器、リモコン等)費	50,000 円
	キ 設置工事(据付、配線工事等)費	50,000 円
	ク 国等の補助金申請額(決定額)	
	補助対象経費 (オ+カ+キ+ク)	900,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	ケ 機器(設備本体)費	1,000,000 円
	コ 付属機器(計測・表示装置等)費	200,000 円
	サ 設置工事(据付、配線工事等)費	100,000 円
	シ 国等の補助金申請額(決定額)	100,000 円
	補助対象経費 (ケ+コ+サ+シ)	1,200,000 円
電気自動車	ス 機器(自動車本体)費	3,000,000 円
	セ 国等の補助金申請額(決定額)	800,000 円
	補助対象経費 (ス+セ)	2,200,000 円
プラグインハイブリッド自動車	ソ 機器(自動車本体)費	3,000,000 円
	タ 国等の補助金申請額(決定額)	800,000 円
	補助対象経費 (ソ+タ)	2,200,000 円
V2H充放電設備	チ 機器(設備本体)費	1,500,000 円
	ツ 国等の補助金申請額(決定額)	750,000 円
	補助対象経費 (チ+ツ)	750,000 円

事業内容報告書の補助対象経費と一致

【注意事項】

- ・様式サイズは、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・右上の日付は、書類を作成した日を記入してください。
- ・入力漏れがないようにご注意ください。

(11) 未使用品である ことが確認できる 書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	○	○	○	○	○	○

下記のいずれかの書類を提出してください。

太陽光発電システムは、モジュールとパワーコンディショナの両方をいずれかで確認します。

定置用リチウムイオン蓄電システムは、システムを構成するすべての設備をいずれかで確認します。

提出可能な書類	要件 または 注意事項
① メーカーが発行する保証書の写し※	<ul style="list-style-type: none"> 製造者名、型式、申請者名、設置住所、保証開始日、販売店名が明記されているもの 氏名、住所の記載欄がない場合は、製造番号が明記されているもの
② メーカーが発行する出荷証明書 (メーカーが発行する納品書でも可)	<ul style="list-style-type: none"> 製造者名、型式、申請者名、設置住所、出荷元、納品先、型番、製造番号、出荷日もしくは納品日が明記されているもの(手書き不可)
③ メーカーが発行する出荷検査成績書	<ul style="list-style-type: none"> 検査日の記載があるもの(手書き不可) 他の申請書類と整合がとれるもの 型番、製造番号が明記されているもの
④ 自動車検査証記録事項の写し (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の 場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 登録年月日又は交付年月日が令和7年4月1日以降であり、初度登録年月と同年同月であること

※「メーカーが発行する保証書の写し」を提出される場合

簡易保証書等で保証開始日が手書きの場合は、後日メーカー等が発行する長期保証書等を追加で提出してもらう場合があります。その際は、市より連絡いたしますので、ご対応をお願いいたします。

(12) 形状、規格等の 仕様が確認できる 書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	○	○	○	×	○	○

太陽光発電システムの場合

下記の内容が確認できるパンフレットやカタログ等を提出してください。

- 太陽電池モジュールの製造者名、型式及び最大出力値
- パワーコンディショナの製造者名、型式及び定格出力値

定置用リチウムイオン蓄電システムの場合

下記の内容が確認できるパンフレットやカタログ等を提出してください。

- パッケージ型番のシステム構成成品（蓄電池、パワーコンディショナ、リモコンなど※）が確認できるもの
(システム構成成品のみが記載されている場合は、パッケージ型番との整合が取れないため不可)

(例)	パッケージ型番	構成成品	型番
FUNADEN001		パワーコンディショナ	FUNADEN - PKD
		蓄電池	FUNADEN - TD
		リモコン	FUNADEN - RK

- システム構成成品の製造者名、型式、蓄電容量が確認できるもの

その他補助対象設備

- システム構成成品の製造者名、型式等が確認できるもの

(13) 太陽光発電システムが設置されていることを証する書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	×	×	○	○	○	×

下記該当する状況において、いずれかの書類を提出してください。

太陽光発電システムが既設の場合

- 売電明細（売電額はゼロでも可）の写し（3か月以内に発行されたもの）
※ ウェブ版の場合は明細画面の写真でも可。
（申請者氏名・住所・直近売電月分の部分、発電設備（太陽光、W 発電等）の記載部分必須）
- 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る）の写し
- 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
※ 3か月以内に撮影したもの

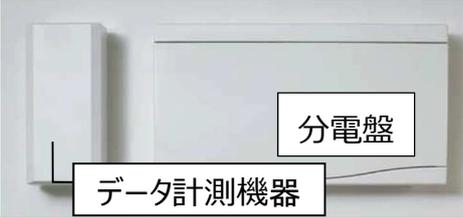
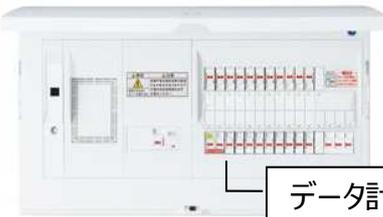
太陽光発電システムが新設の場合

- 保証書（モジュールとパワーコンディショナの両方）の写し
- 「接続契約のご案内」の写し
- 特定契約締結に係る書類の写し
- 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
※ 3か月以内に撮影したもの

(14) HEMS または蓄電システムが設置されていることが確認できる写真	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	○	×	×	×	×	×

構成するすべての機器の設置が確認できる写真及び型番（製造番号含む）が確認できる銘板の写真
※撮影の注意事項は、P 3 2【共通要件】を参照

HEMS の場合（機器の名称が販売メーカーにより異なるため、ご注意ください）

機器の設置が確認できる写真（例）	データ計測機器	
	独立型（例）	分電盤一体型（例）
		
	データ集約機器	モニター
		

計測機器と一体型の場合は、写真の添付の必要はありません。

クラウド機能の場合、モニターの写真は不要です。

銘板の 写真 (例)	銘板 (すべての機器の銘板が必要です)	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>(株)〇〇製作所 HEMS 用モニター 型式：H1E2M3S 製造番号：2018H300425 定格電圧：AC〇〇〇〇/〇〇V Japan 製</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>読み取れない場合は不備となります。</p> </div>

蓄電システムの場合

蓄電システム本体の写真については P. 3 6 と同様の取扱となります。

なお、併せて申請する場合は、未使用品であることが確認できる書類も必要となります (P. 2 8)。

(15) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 が導入されていることを証する書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	×	×	×	×	○	×

【提出書類】

- 自動車検査証記録事項の写し

(16) 充電設備 (V2H を含む) が設置されていることを証する書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	×	×	×	○	×	×

下記、いずれかの書類を提出してください。

※自宅に充電設備が設置されておらず、自宅以外で充電されている場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

提出可能な書類	要件 または 注意事項
① 充電設備の保証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 製造者名、型式、申請者名、設置住所、保証開始日、販売店名が明記されているもの 氏名、住所の記載欄がない場合は、製造番号が明記されているもの
② 充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真	<ul style="list-style-type: none"> 充電設備の設置が確認できる写真 充電設備の全体が分かる写真 (撮影の注意事項は、P 3 2【共通要件】を参照)

(17) クリーンエネルギー 自動車の普及促進に 向けた充電・充てんイ ンフラ等導入促進補 助金を受けたことを確 認できる書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	×	×	×	×	×	○

【提出書類】

- ① 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した下記すべての書類
 - ・交付申請書類一式の写し
 - ・交付決定書類の写し
 - ・実績報告書類一式の写し
- ② ①の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ）
下記、いずれかの書類を提出してください。

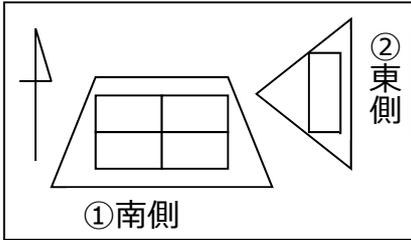
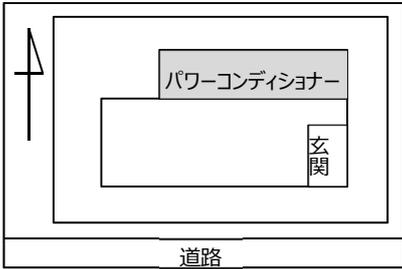
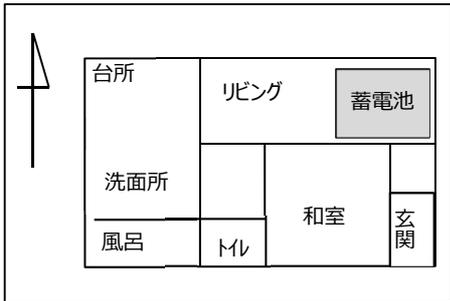
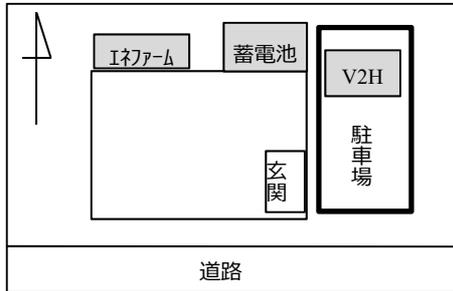
(18) マンション等で あることを証する書類	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	×	×	×	×	×	○

提出可能な書類	要件 または 注意事項
① マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（マンション管理組合の総会の議事録等。マンション等の所有者である場合は除く。）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票は発行年月日が3か月以内であること ・ 住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（ある場合は、消したうえで複写したもの）
② マンション等であることを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類

(19) 設備の設置位置 が確認できる図面	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	○	○	○	×	○	○

【書類の注意事項】

- ・ 平面図ではなく手書きで作成する場合は、定規を用いて作成してください（**フリーハンドは不可**）。
- ・ エネファーム、蓄電システムの図面は**玄関の位置**も示してください。
- ・ 屋内に設置されている設備の場合は、大まかなレイアウトも記載してください。

<p>【太陽光発電システムの図面例】</p>  <p>事業内容報告書に記載の枚数及び設置状況写真の配置と一致している必要があります。</p> <p>また、モジュールのほかパワーコンディショナーの図面も必要です。</p> 	<p>【屋内に設置した設備の図面例】</p> <p>玄関や大まかなレイアウトを記載のうえ、設備を明記してください。</p>  <p>【屋外に設置した省エネ設備の図面例】</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(20) 設備の設置状況 を示す写真 (住宅全体含む)	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プ ラグインハイブリ ッド自動車	V2H	集合住宅用充電 設備
	○	○	○	○	○	○

【共通要件】

- ・ 設備の設置後に撮影したもの（銘板については設置前も可）
- ・ 鮮明（目づ銘板の場合は文字が読み取れるよう）に写っているもの（暗い時間帯に撮影したなどで見えにくいものは不可）
- ・ カラー写真であるもの（白黒は不可）

【書類】

下記 I～III のすべてを提出してください。

I 設備を設置した住宅全体の写真

【要件】

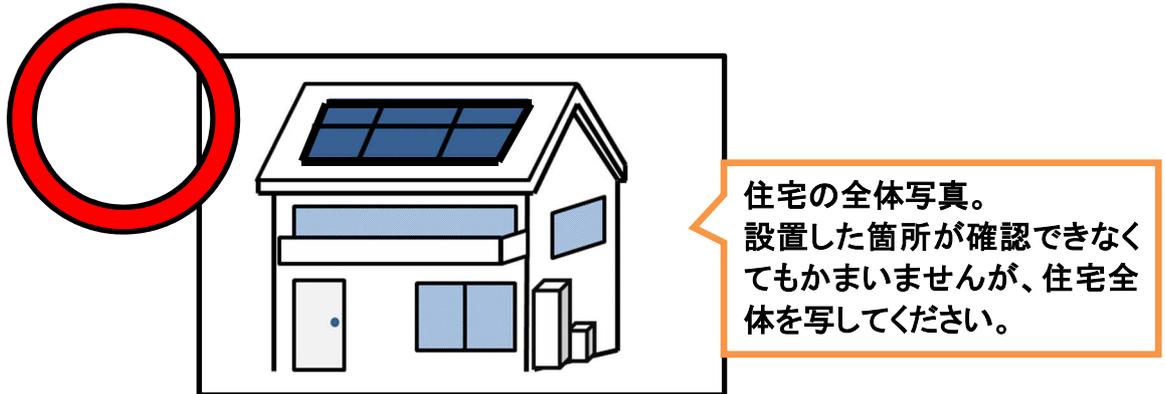
- ・ 住宅全体が写っている写真（玄関の位置が確認できることが望ましい）

[注意事項]

- 密集地等で1枚におさめることが難しい場合は、複数枚撮影し提出してください。
- 建築中と判断できる可能性がある写真^{*}は不可です。
- 足場が設置されている場合やネット等で覆われている写真は不可です。
- 申請する設備が写っている必要はありませんが、設置前に撮影した写真は不可です。
- (太陽光発電システムの場合) モジュールをカーポート等に設置している場合も、発電した電力を使用する住宅の写真が必要となります。

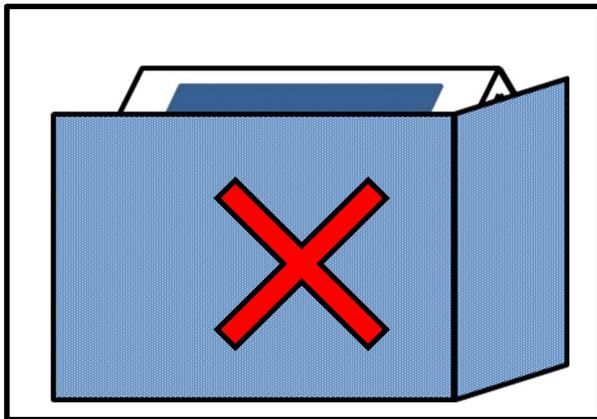
※建築中と判断する例→足場が設置されている、ネット等で覆われている
建築に必要な道具が写っている場合 等

(○良い例)

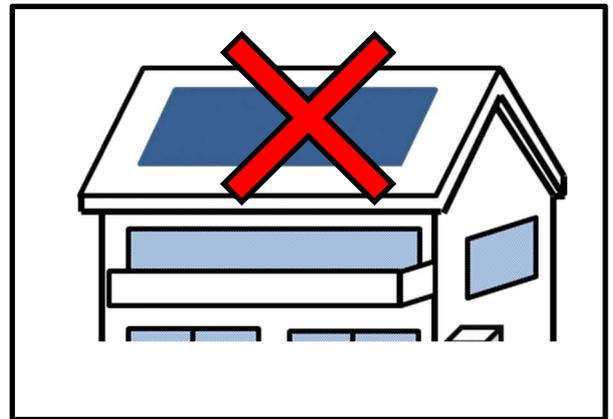


(×よくある不備の例)

住宅が工事用の足場や覆い等で隠れている。



住宅の上部しか写っていない。



Ⅱ 設備の設置状況が確認できる写真

(1)太陽光発電システム

①太陽電池モジュール (太陽光パネルまたはソーラーパネル)

[要件]

- **設置したモジュールの枚数すべてが確認できる写真**

※事業内容報告書及び保証書等と枚数が一致していること

(申請前に写真にあるモジュールの枚数が設置した枚数と合っているか確認の上で申請をお願いします。)

[注意事項]

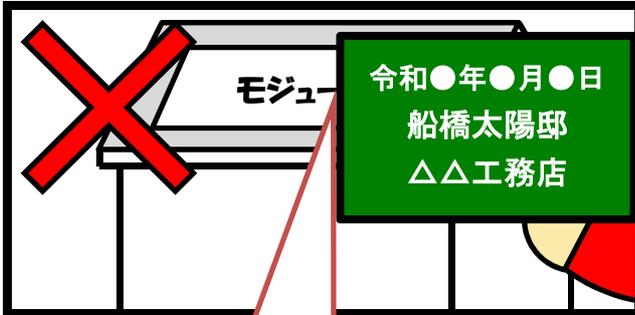
- 1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。
- 工事用黒板等で隠れていたり、一部が欠けて映っていない写真など、設置したモジュールの枚数すべてが確認できない場合は、申請を受付できませんのでご注意ください。

(○良い例) 自宅に太陽光パネルを6枚設置した場合

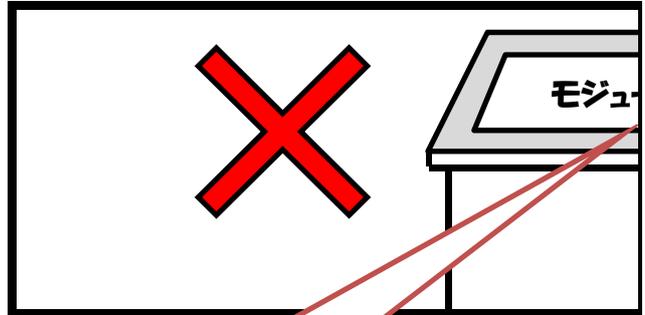


(×よくある不備の例)

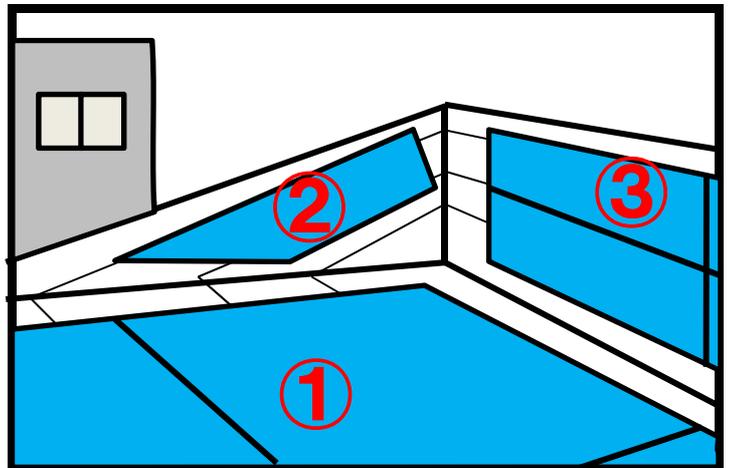
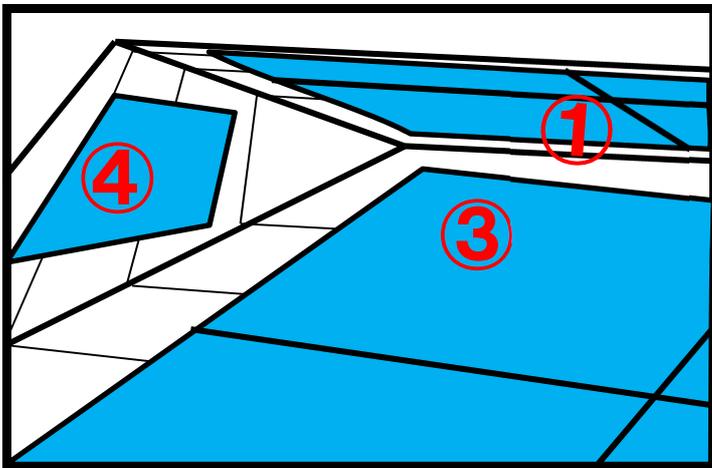
設置場所が工事用黒板等で隠れている。

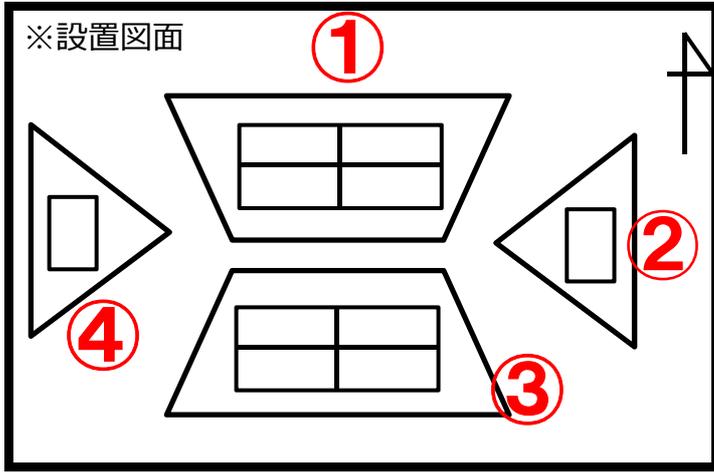


設置場所の一部しか写っていない。



※設置場所が複数の屋根の場合は、組み写真でも構いません





太陽電池モジュールを設置した箇所の全ての状況がわかること。

設置図面と比較します。

対応する屋根がわかるように、設置図面と設置状況写真の両方に番号または、写真に方角を書き込んでください。

②パワーコンディショナ

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真
- ・ まわりの壁面も確認できる写真

[注意事項]

- ・ 一部しか写っていない写真は不可です。

(○良い例)

左：屋外

右：屋内



③HEMS または 定置用リチウムイオン蓄電システム

併設している設備	必要な写真
HEMS	<ul style="list-style-type: none"> ・データ計測機器 ・データ集約機器 ・モニター（リモコン）（クラウド機能の場合は不要）
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを構成するすべての設備 （詳細は、P.36(3)をご覧ください）

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真

[注意事項]

- ・ 手で持っている状態の写真（HEMS）や設置前に撮った写真は不可です。

(2)家庭用燃料電池システム（エネファーム）

①燃料電池ユニット

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真

②貯湯ユニット（または熱源機）

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真

(3)定置用リチウムイオン蓄電システム

①蓄電池本体

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真

②システムを構成するすべての設備（蓄電池本体の他に構成する設備がある場合）

[該当設備（例）]

- ・ パワーコンディショナ、コンバータ、モニター、リモコン 等

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真

[注意事項]

- ・ メーカーによって構成設備が異なるため、上記以外の設備が構成に含まれている場合は写真の提出が必要となります。

(4)電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

[要件]

- ・ 自動車全体が写っている写真
 - ・ ナンバープレートを読み取ることができる写真
- ※ 1枚で撮影することができない場合は複数枚の写真を撮影してください。

(5)V2H 充放電設備

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真

(6)集合住宅用充電設備

[要件]

- ・ 設置が確認できる写真
- ・ 設備全体が写っている写真
- ・ マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板[※]と周囲の景観が確認できる写真（住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けるときのみ必要）

※案内板の内寸が概ね 400mm×400mm 以上（国の補助制度で規定される大きさ）となっていることがわかるように写真を撮影してください。

Ⅲ 補助対象設備の銘板（モジュール・集熱器を除く）

補助対象設備		銘板の提出が必要な設備
太陽光発電システム	必須	パワーコンディショナ
	HEMS の場合	データ計測機器
		データ集約機器
	蓄電システムの場合	モニター（クラウド機能の場合は不要）
蓄電池本体 蓄電システムを構成するすべての設備 （蓄電池本体の他に構成する設備がある場合）		
家庭用燃料電池システム （エネファーム）		燃料電池ユニット 貯湯ユニット（または熱源機）
定置用リチウムイオン蓄電システム		蓄電池本体 蓄電システムを構成するすべての設備 （蓄電池本体の他に構成する設備がある場合）
V2H（一般住宅用充放電設備）		充電設備本体
集合住宅用充電設備		充電設備本体 住民以外も充電設備を利用できることが記載された案内板の写真 （住民以外も利用可能な充電設備の補助を受ける場合のみ必要）

[要件]

- ・ 製造者名、型式（型番）、製造番号が確認できる写真

[注意事項]

- ・ 銘板がないまたは撮影できる場所に銘板がない場合は、別途書類の提出を求める場合があります。
- ・ 銘板の写真の撮り忘れが多いため、ご注意ください。

(21) 登記事項証明書の写し	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	△	△	△	△	△	△

申請者が法人（リース事業者、集合住宅用充電設備の所有者（法人）、マンション管理組合（管理組合法人）等）の場合、提出してください。

【提出書類】

現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し

(22) 設置費等に国その他の団体から補助金を受けていることがわかるもの	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	△	△	△	△	△	△

下記、いずれかの書類を提出してください。

提出可能な書類	要件 または 注意事項
① 交付額決定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者氏名、補助対象設備、交付額が明記されているもの
② 国その他の団体へ補助金を申請していることが分かる申請画面の写し ※設備の補助額が一律で決まっている場合のみ。 設置費などで補助額が変わる場合は①を提出。	<ul style="list-style-type: none"> 申請者氏名、住所、補助対象設備、金額が明記されているもの

(23) チェックシート	太陽光	エネファーム	蓄電システム	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	V2H	集合住宅用充電設備
	○	○	○	○	○	○

申請前に必ずチェックシートも用いて申請書類の不足がないか確認してください。
 また、チェックを必ず入れたうえで、申請してください。

3 審査 及び 交付決定通知

審査	<ul style="list-style-type: none">① 申請書類が窓口を持参された（または郵送で到着した）段階で申請書類が一式そろっているかを確認します。② 不足や不備がある場合には、その場で（郵送の場合は、到着の翌開庁日以降に）お伝えいたしますので、早急に修正（または再作成）した書類を提出してください。不足や不備がある状態で補助金の枠を確保することはいたしません。③ 申請書類一式が揃い次第、内容の審査を行います。④ 審査終了後、申請者本人へ、補助金交付可否決定通知書を送付します。 （届かない場合は、補助金の交付ができません）※
交付決定通知到着後	<ul style="list-style-type: none">① 「交付可」となった場合は、交付決定日からおおむね 30 日以内に請求書に記載の口座に振り込まれます。なお、30 日以内に年末年始が含まれる場合は 30 日を超えることがあります。② 請求書の内容に不備があった場合には、申請者本人に連絡しますので対応をお願いします。③ 送金案内書（振込日の連絡）の送付はありませんので、通帳の記帳により振込の確認をお願いいたします。④ 通帳には「フナバシシカンセイサク」と記載されます。⑤ 後日、使用状況に係る調査を実施いたします（調査時期未定）。

※ 通常交付決定通知書の発送まで 1 カ月ほど期間を要しますが、内容に確認事項があった場合や期限未は審査期間が長くなります。

4 Q&A

1. 補助金全般について

<p>Q 1 - 1 申請書等の様式はこちらで作成してもいいですか？</p>	<p>A 1 - 1 市が様式を指定している場合は、そのままご利用ください。</p>
<p>Q 1 - 2 国や県の補助金を一緒に受けることはできますか？</p>	<p>A 1 - 2 同じ設備に対する補助金を併用することは可能ですが、補助対象経費からはその額は控除されることとなります。ただし、補助制度によっては他の補助金と重複しないように条件を設けている場合がありますので、皆さま方でご確認ください。 なお、千葉県が実施する共同購入支援事業で購入した設備及び県で同種の補助金の交付を受けている場合については、市の補助の対象にはなりませんのでご注意ください。</p>

2. 補助対象について

<p>Q 2 - 1 住居と事務所が併用ですが、補助対象ですか？</p>	<p>A 2 - 1 対象です。なお、設備の契約が法人の場合は、補助対象外です。</p>
<p>Q 2 - 2 自分自身も住む集合住宅（またはアパート）に対象設備を設置しました。補助対象ですか？</p>	<p>A 2 - 2 集合住宅の居住者が専有部分に設備を設置するもしくは管理組合等の許可を得て共用部に設備を設置し専有部分で使用する場合は対象です。</p>
<p>Q 2 - 3 集合住宅用充電設備（住民のみ利用可）の設置に関して、同一の工事で複数台の充電設備を付けた場合、複数台分の充電設備は補助対象となりますか？</p>	<p>A 2 - 3 複数台分の工事内容について一つの工事として国に申請され、国の交付決定を受けている場合は、複数基の補助額を申請できます。 （例）普通充電設備：本体価格 70 万円×2 基設置 国の補助金 35 万円×2 基 = 70 万円 ⇒市町村の補助金 70 万円×1/3≒23.3 万円</p>
<p>Q 2 - 4 住宅に定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システムを設置しました。2つの設備とも補助対象となりますか？</p>	<p>A 2 - 4 対象となります。なお、申請者一人につき補助金を交付できるのは、設備の種類ごとにそれぞれ 1 回までです。</p>
<p>Q 2 - 5 別荘に対象設備を設置しました。補助対象ですか？</p>	<p>A 2 - 5 対象外です。補助対象は、住民票に登録がある自ら居住する市内の住宅です。</p>
<p>Q 2 - 6 対象設備が備え付けられた建売住宅を購入しました。補助対象ですか？</p>	<p>A 2 - 6 令和 7 年 4 月 1 日以降に引き渡しを行っている場合は対象です。</p>
<p>Q 2 - 7 申請受付終了後から年度末までに工事を行った場合は来年度の補助対象となりますか？</p>	<p>A 2 - 7 対象外となる可能性が高いため、問い合わせください。</p>

Q 2 - 8 太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システムを設置しました。パワーコンディショナがどちらでも使えます。補助対象ですか？	A 2 - 8 いずれも対象です。
Q 2 - 9 太陽光発電システムを増設しました。補助対象ですか？	A 2 - 9 パワーコンディショナも含めて増設し、かつ増設後の太陽電池モジュールの合計最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10キロワット未満であれば対象です。 なお、過去に補助を受けている場合は対象外です。

3. 補助金の申請について

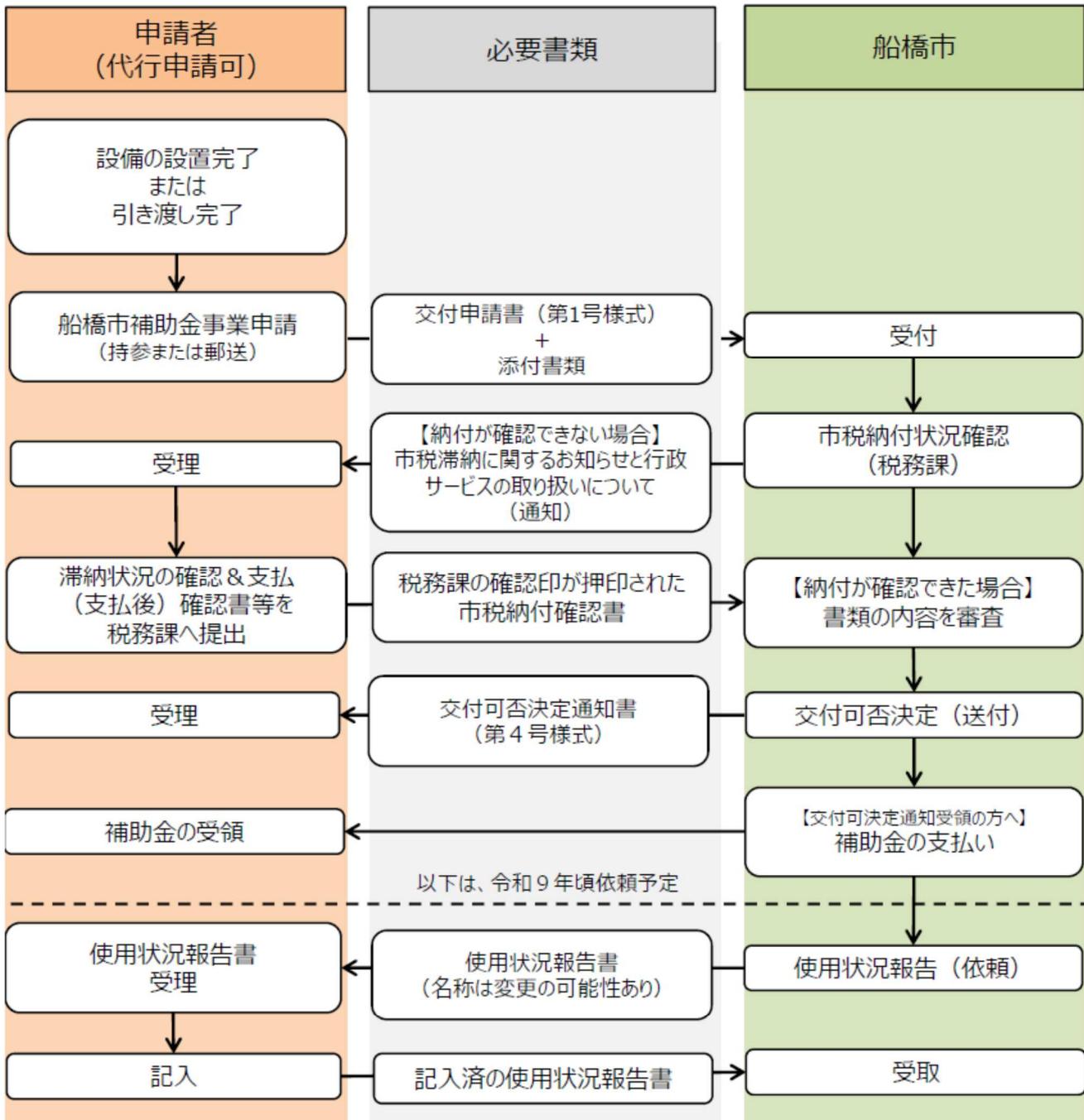
Q 3 - 1 二世帯住宅です。どちらの世帯でも使用できる設備を1台設置しようと思います。どちらが申請すればいいですか？	A 3 - 1 工事請負契約書または売買契約書の発注者である方が申請してください。
Q 3 - 2 インターネットで購入したので、工事請負契約書や領収書がありません。どうすればいいですか？	A 3 - 2 いずれも申請に必要な書類ですので、購入先に作成を依頼し、提出してください。

4. その他

Q 4 - 1 振込口座は会社名義の口座でもよいですか？	A 4 - 1 申請者本人名義の口座に限ります。												
Q 4 - 2 設置した設備は、いつまで所有すべきですか？	A 4 - 2 設備に応じた期間は所有していただく必要があります。 <table border="1" data-bbox="821 1176 1412 1489"> <tr> <td>・太陽光発電システム</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>・燃料電池システム（エネファーム）</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>・定置用リチウムイオン蓄電システム</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>・V2H 充放電設備</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>・集合住宅用充電設備</td> <td>5年</td> </tr> </table> また、同じ期間、申請書類を保管していただきます。	・太陽光発電システム	17年	・燃料電池システム（エネファーム）	6年	・定置用リチウムイオン蓄電システム	6年	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	4年	・V2H 充放電設備	5年	・集合住宅用充電設備	5年
・太陽光発電システム	17年												
・燃料電池システム（エネファーム）	6年												
・定置用リチウムイオン蓄電システム	6年												
・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	4年												
・V2H 充放電設備	5年												
・集合住宅用充電設備	5年												
Q 4 - 3 リース契約で導入した補助対象設備を上記 A4-2 の期間内に手放した場合、何か手続きは必要ですか？	A 4 - 3 上記 A4-2 の期間の満了日までの月数に相当する補助金額についての返還の手続きが必要となります。申請は個人とリース業者連名となり、補助金の返還者はリース業者となります。												
Q 4 - 4 補助金の予算残額は教えてもらえますか？	A 4 - 4 令和7年度の予算残額は市ホームページにて公開しています。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <input type="text" value="船橋市 省エネ 補助金 予算"/> <input type="button" value="検索"/> </div>												
Q 4 - 5 私の知りたい質問の回答がここにはありません。	A 4 - 5 環境政策課まで、お問い合わせください。 TEL : 047-436-2465 FAX : 047-436-2487 Eメール : zerocarbon@city.funabashi.lg.jp												

5 補助制度の流れ

令和7年度船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 申請手続きの流れ



申請書類が一式揃ってからおよそ1か月程度で市より「交付可否決定通知書」を郵送します。